

安佐南工場大型ごみ破碎処理施設外 1 施設長寿命化総合計画策定その他業務に係る
簡易公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務名

安佐南工場大型ごみ破碎処理施設外 1 施設長寿命化総合計画策定その他業務

(2) 目的

本市では、機器類の老朽化が進行している安佐南工場大型ごみ破碎処理施設及び西部リサイクルプラザについて、基幹的設備等改良事業を実施する計画としています。

本業務は、ストックマネジメント推進のため、長寿命化総合計画を策定すると共に、基幹的設備等改良事業の工事内容の検討、工事手順等の概略設計を行うことを目的としています。

(3) 内容

業務の範囲は、別紙 4 「安佐南工場大型ごみ破碎処理施設外 1 施設長寿命化総合計画策定その他業務特記仕様書」によります。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(5) 業務実施上の条件

参加表明書の提出者（以下「参加表明者」という。）として必要な条件は、次のとおりです。

ア 参加表明者の資格要件

(ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号及び広島市契約規則第 2 条各号に該当していないこと。

(イ) 公示の日現在から契約までの間において、営業停止処分（本件プロポーザルに参加することを禁止する内容を含む処分に限る。）又は本市の指名停止措置を受けていないこと。

(ウ) 次のいずれにも該当していないこと。

a 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）

b 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実若しくは銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者

(エ) 他の参加表明者のうちに、以下の資本的関係又は人的関係において密接な関係を有する者（資本的関係又は人的関係を介して、複合的に連鎖している者を含む。）がないこと。

a 資本的関係に関する事項

(a) 親会社等と子会社等

(b) 親会社等が同一である子会社等

b 人的関係に関する事項

- (a) 代表権を有する者が同一である会社等
- (b) 役員等に兼任がある会社等（一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）
- (c) 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等
- c 複合的關係に関する事項
 - 上記の a 及び b が複合した關係にある会社等
- d その他（a、b 又は c と同視しうる關係があると認められる場合）
 - (a) 本店、支店等の營業所の所在地が同一場所にあり審査の適正さが阻害されると認められる会社等
 - (b) 社員が他の会社等の事務や營業にかかわっており審査の適正さが阻害されると認められる会社等
 - (c) 組合とその構成員
 - (d) 共同企業体とその構成員
 - (e) その他審査の適正さが阻害されると認められる会社等
- (オ) 次に掲げる広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第28条第1号及び第2号イからオまでの規定により選定することができない者に該当していないこと。
 - a 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
 - b 法令等に抵触するおそれのある者であつて、現に關係機關が事實關係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者
 - c 企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不適当であると認められる者
 - d 1か月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者又は正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者
 - e 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者
- (カ) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-03 計画策定」に登録されている者であること、かつ、本市の令和5・6年度の建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として業務の種類が土木関係建設コンサルタント業務の「廃棄物」で認定されていること。
- (キ) 建設コンサルタント登録規程に基づき、国土交通省の建設コンサルタントの事業登録（廃棄物部門に限る。）を行っている者であること。
- (ク) 他の参加表明者の協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していないこと。
- (ケ) 平成26年4月1日から公示の日までに完了した業務であつて、市町村（一部事務組合を含む。）が発注した環境省の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」におけるごみ焼却施設、または粗大ごみ処理施設及びリサイクル・資源化施設に係る長寿命化総合計画作成業務を元請として受託した実績を有すること。ただし、共同企業体としての実績の場合は、構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）と

しての実績に限る。

イ 技術者の資格要件

(ア) 別紙2「広島市委託契約約款（安佐南工場大型ごみ破碎処理施設外1施設長寿命化総合計画策定その他業務）」第7条の規定に基づく管理技術者（以下「管理技術者」という。）1名を配置することとし、当該技術者は技術士法（昭和58年法律第25条）による技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環〔旧廃棄物管理、旧廃棄物処理又は旧廃棄物管理計画を含む〕）又はRCCM（廃棄物部門）の資格を有する者であること。

(イ) 別紙2「広島市委託契約約款（安佐南工場大型ごみ破碎処理施設外1施設長寿命化総合計画策定その他業務）」第8条の規定に基づく照査技術者（以下「照査技術者」という。）1名を配置することとし、当該技術者は技術士法（昭和58年法律第25条）による技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環〔旧廃棄物管理、旧廃棄物処理又は旧廃棄物管理計画を含む〕）又はRCCM（廃棄物部門）の資格を有する者であること。

(ウ) 配置を予定している管理技術者は、平成26年4月1日から公示の日までに完了した業務であって、市町村（一部事務組合を含む。）が発注した環境省の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」におけるごみ焼却施設、または粗大ごみ処理施設及びリサイクル・資源化施設に係る長寿命化総合計画策定業務を元請（共同企業体としての実績の場合は、代表構成員に限る。）として受託した業務の実績を有していること。ただし、管理技術者、照査技術者又は担当技術者として従事した実績に限る。

(エ) 管理技術者及び照査技術者は、提出者の組織に所属していること。

2 担当課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市環境局施設部工務課

電話：082-504-2216

ファクシミリ：082-504-2229

電子メール：ka-komu@city.hiroshima.lg.jp

3 本説明書に関する質問の受付及び回答

(1) 質問は、質問内容を簡潔にまとめ、郵送、ファクシミリ又は電子メールで担当課へ提出してください。

なお、質問書には、担当の部署、担当者氏名、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレスを併記してください。

(2) 質問の受付期間

ア 参加表明書に関する事項

令和6年7月10日（水）から令和6年7月12日（金）まで

イ 技術提案書に関する事項

令和6年7月10日（水）から令和6年7月17日（水）まで

なお、どちらに該当するか不明瞭な場合は、アの期間に提出してください。

（郵送の場合は、それぞれの提出期限までに必着のこと。）

- (3) 参加表明書に関する回答は、順次、市ホームページ上に掲載します。
- (4) 技術提案書に関する回答は、令和6年7月19日（金）以降に書面により、1（5）の資格要件を全て満たし、技術提案書を提出しようとする者（以下「技術提案者」という。）に直接回答します。

4 現地調査について

現地調査希望者は、希望日の2日前（広島市の休日を定める条例（平成3年条例第49号）に基づく市の休日（以下「休日」という。）を除く。）までに、上記2の担当課まで、ファクシミリ又は電子メールにて希望日時（第一希望、第二希望、第三希望）、人数をお知らせください。

なお、現地調査は、施設運営に支障のない範囲（原則、施設外観の確認及び見学者通路からの調査のみ）で実施することとします。

5 参加表明書の提出等

(1) 提出書類

様式1-1から様式1-9までを作成して担当課へ提出してください。なお、各様式に参加表明者の記名を行ってください。

(2) 提出書類の作成方法等

提出書類の作成方法等は以下によるほか、各様式に記載の注意事項をご覧ください。

ア 様式1-1（参加表明書）

参加表明者及び作成者を記載してください。

2枚目の【参加資格確認欄】について、資格要件を満たしている場合は、□にチェックを記載してください。

なお、広島市の令和5・6の建設コンサルタント業務等（土木関係建設コンサルタント業務分野）の「廃棄物」に係る入札参加資格の認定の登録番号を記載してください。また、建設コンサルタント登録規定に基づく登録状況を記載してください。

イ 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）（証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

ウ 様式1-2（資金的関係・人的関係調書）

エ 様式1-3（参加表明者の業務実績）

平成26年4月1日から公示の日までに完了した業務であって、市町村（一部事務組合を含む。）が発注した環境省の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」におけるごみ焼却施設、または粗大ごみ処理施設及びリサイクル・資源化施設に係る長寿命化総合計画策定業務を元請として受託した実績（共同企業体としての実績の場合は、代表構成員としての実績に限る。）を1件記載するとともに、業務の実績を証明する書類（契約書、特記仕様書の写し等）を添付してください。

オ 様式1-4（管理技術者の経歴等）

配置を予定している管理技術者について、以下のとおり記載してください。

(ア) 氏名

配置を予定している管理技術者の氏名を記載してください。

(イ) 所属・役職

配置を予定している管理技術者の所属する組織及び役職を記載するとともに、雇

用関係を確認できるもの（健康保険被保険者証等）の写しを添付してください。

(ウ) 勤務地（常駐先）

配置を予定している管理技術者が常駐している勤務地を記載してください。

(エ) 保有資格

配置を予定している管理技術者の保有する資格（1（5）イ（ア）に記載の資格）の登録番号及び登録年月日を記入するとともに、当該資格が確認できる資格者証の写し等の証明書類を添付してください。

(オ) 実務経験

建設コンサルタント（廃棄物部門）に関する業務の経験年数（令和6年4月1日時点での満年数とする）を記入してください。

なお、経験年数の合計について、複数の実務経験期間が重複している場合は重複して加算（2重で計上）しないよう留意してください。

カ 様式1-5（管理技術者の業務実績）

(ア) 氏名

配置を予定している管理技術者の氏名を記載してください。

(イ) 業務実績

平成26年4月1日から公示の日までに完了した業務であって、市町村（一部事務組合を含む。）が発注した環境省の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」におけるごみ焼却施設、または粗大ごみ処理施設及びリサイクル・資源化施設に係る長寿命化総合計画策定業務を元請（共同企業体としての実績の場合は、代表構成員に限る。）として受託した実績を1件記載してください。ただし、管理技術者、照査技術者又は担当技術者として従事した実績に限ります。

また、業務の実績を証明する書類（契約書、特記仕様書の写し等）を添付してください。

キ 様式1-6（照査技術者の経歴等）

(ア) 氏名

配置を予定している照査技術者の氏名を記載してください。

(イ) 所属・役職

配置を予定している照査技術者の所属する組織及び役職を記載するとともに、雇用関係を確認できるもの（健康保険被保険者証等）の写しを添付してください。

(ウ) 保有資格

配置を予定している照査技術者の保有する資格（1（5）イ（イ）に記載の資格）の登録番号及び登録年月日を記入するとともに、当該資格が確認できる資格者証の写し等の証明書類を添付してください。

(エ) 実務経験

建設コンサルタント（廃棄物部門）に関する業務の経験年数（令和6年4月1日時点での満年数とする）を記入してください。

なお、経験年数の合計について、複数の実務経験期間が重複している場合は重複して加算（2重で計上）しないよう留意してください。

ク 様式1-7（照査技術者の業務実績）

(ア) 氏名

配置を予定している照査技術者の氏名を記載してください。

(イ) 業務実績

平成26年4月1日から公示の日までに完了した業務であって、市町村（一部事務組合を含む。）が発注した環境省の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」におけるごみ焼却施設、または粗大ごみ処理施設及びリサイクル・資源化施設に係る長寿命化総合計画作成業務を元請（共同企業体としての実績の場合は、代表構成員に限る。）として受託した実績を1件記載してください。ただし、管理技術者、照査技術者又は担当技術者として従事した実績に限ります。

また、業務の実績を証明する書類（契約書、特記仕様書の写し等）を添付してください。

ケ 様式1-8（広島市内又は広島県内での業務実績）

配置を予定している管理技術者及び照査技術者について、平成26年4月1日から公示の日までに完了した広島市内又は広島県内での業務実績を記載するとともに、業務の実績を証明する書類（契約書、特記仕様書の写し等）を添付してください。なお、広島市内の業務及び広島県内（ただし、広島市外）の業務いずれも実績として有している場合は、広島市内の業務実績を記載してください。

対象とする業務実績は、市町村（一部事務組合を含む。）が発注した業務のうち、建設コンサルタント（廃棄物部門）のものに限ります。また、管理技術者、照査技術者又は担当技術者として従事した実績のみ記載してください。

コ 様式1-9（協力事務所の名称等）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記入してください。該当がない場合には、「該当なし」と記載してください。

なお、協力事務所は参加表明書の提出段階で予定している内容を記載してください。業務受注後に協力事務所を変更する場合は、変更理由も含め、本説明書及び約款の規定に基づき、変更の可否を判断することとします。

(3) 参加表明書の受付等

ア 受付期間

令和6年7月10日（水）から令和6年7月17日（水）まで

イ 提出部数等

1部を担当課へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）してください。提出に要する費用の負担は参加表明者の負担となります。

持参される場合は受付期間の休日を除く毎日8時30分から17時15分まで。（郵送の場合は令和6年7月17日（水）必着のこと。）

6 参加表明者の資格確認等

(1) 参加表明者の資格確認

参加表明者から提出された参加表明書等の確認を行い、1（5）の資格要件を全て満たす者を技術提案者とします。

(2) 資格要件の確認結果の通知

令和6年7月下旬に、資格要件の確認結果を参加表明者全員に通知します。

7 技術提案書の提出等

(1) 提出書類

上記6により、技術提案者として通知を受けた者は、様式2-1を作成して、担当課へ提出してください。

(2) 提出書類の作成方法等

文章の文字サイズは10.5ポイント以上、図表の注釈等は6.0ポイント以上程度とし、判読できるものとしてください。

なお、記載に当たっては、次の事項に留意してください。

- ・提案は、文章での表現を原則とする。
- ・技術提案の評価に当たっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。
- ・説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合）は、評価対象とならない。

提出書類について、この説明書等に示された条件に適合しない場合は減点又は無効とすることがあります。（別紙5「技術提案者特定評価要領」を参照してください。）

また、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によってください。

ア 様式2-1（技術提案書）

技術提案者及び作成者を記載してください。

イ 自由様式（業務の実施方針等）

(ア) 業務の実施方針（実施方針、実施体制、プロジェクトチームの特徴及び特に重視する業務履行上の配慮事項（評価テーマに関する内容を除く。）等）をA4サイズ3枚（片面）以内で記述してください。A3サイズ（片面）も可としますが、A3サイズ1枚はA4サイズ2枚分に相当することとします。

(イ) 業務実施スケジュールをA3サイズ1枚（片面）で記述してください。

なお、技術提案者（協力事務所を含む。）を類推することができる内容（具体的な社名（組織名）、技術提案者名、過去に受注した業務の名称や施設名等）の記述をしないでください。ただし、後記（3）イの提出部数のうち1部にのみ裏面に技術提案者名を記載してください。

また、技術提案者が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記してください。

ウ 自由様式（提案テーマに対する技術提案）

次の2つテーマに対する技術提案をテーマ毎にA4サイズ3枚（片面）以内にまとめて記述してください。A3サイズ（片面）も可としますが、A3サイズ1枚はA4サイズ2枚分に相当することとします。

なお、技術提案者（協力事務所を含む。）を類推することができる内容（具体的な社名（組織名）、技術提案者名、過去に受注した業務の名称や施設名等）の記述をしないでください。ただし、後記（3）イの提出部数のうち1部にのみ裏面に技術提案者名を記載してください。

(ア) 提案テーマ1 (特記仕様書: 3-1, 3-3)

「基幹的設備等改良工事における工事内容を検討するに当たって課題と考える事項とその対応方策」

【設定の背景】

基幹的設備等改良工事の内容の検討に当たっては、類似事例の模倣やプラントメーカーの提供資料をそのまま使用するのではなく、対象施設の特徴、近年の採用技術の事例、対象施設の性能を効果的に発揮できる機器、設備の構成等を十分考慮した上で検討する必要がある。また、単に工事内容を検討するのみではなく、実際の工事実施方法、スケジュール等も踏まえた多角的な視点で検討を行うことが重要である。

(イ) 提案テーマ2 (特記仕様書: 3-2, 3-3)

「工事期間中におけるごみ処理の継続について課題と考える事項とその対応方策」

【設定の背景】

本市の大型ごみの破砕処理施設は、安佐南工場大型ごみ破砕処理施設の1施設しかなく、また、資源ごみの処理施設は、西部リサイクルプラザにおいて、本市の資源ごみの約60%を処理しており、工事期間中においても安定的かつ継続的にごみ処理を行う必要がある。また、継続したごみ処理の方策の検討に当たっては、本市のごみ処理施設の能力、設備構成等を考慮した上で、ごみ処理を行いながら工事を行うことのほか、多角的な視点で検討を行うことが重要である。

(3) 技術提案書の提出期間等

ア 受付期間

令和6年7月24日(水)から令和6年8月7日(水)まで

イ 提出部数等

7(2)アに記載の様式2-1は1部、7(2)イ及びウに記載の提案書は12部(左綴じ、カラー使用可)を担当課へ持参又は郵送してください。ただし、提出に要する費用の負担は技術提案者の負担となります。

持参される場合は上記アの受付期間の休日を除く毎日8時30分から17時15分まで。(郵送の場合は令和6年8月7日(水)必着のこと。)

8 技術提案者の特定方法等

(1) 技術提案者の特定

プロポーザル審査委員会において、提出された技術提案書及びヒアリング(技術提案者によるプレゼンテーションを含む。以下、同様。)による審査(評価)を行い、総合評価点が最も高いものから順に順位付けして特定します。ただし、評価項目「業務の実施

方針等」及び「提案テーマに対する技術提案（全2テーマ）」の評価点の合計が60点満点中6割未満である者、又は同項目の3つの評価点のうちのいずれかが各配点の2割以下である者は、特定しないものとします。

ア ヒアリングの実施

(ア) 日程 令和6年8月中旬～8月下旬（予定）

(イ) 会場 広島市役所本庁舎内（予定）

(ウ) 提出された技術提案書をもとにヒアリングを行います。技術提案者によるプレゼンテーション及び技術提案者に対するヒアリングは、配置予定の管理技術者が行うこととし、他者による対応は認めません。ヒアリング当日は、身分証明書を持参して下さい。

(エ) 技術提案者によるプレゼンテーションでは、パワーポイントを使用して行っても構いません。プロジェクター及びスクリーン等の機材は本市で準備しますので、技術提案者においてはパソコンの持参をお願いします。

(オ) 技術提案者によるプレゼンテーションは、技術提案書の内容の範囲内とし、資料の追加は認めません。

(カ) ヒアリングの日時、場所等の詳細は技術提案者に別途連絡します。

イ 技術提案者の特定基準

別紙6「技術提案者特定基準」のとおりです。

(2) 委託の候補者の選定

上記(1)により特定された者を、第一位特定者から順に委託の候補者（以下「候補者」という。）として選定します。

(3) 候補者の選定結果及び審査結果の通知

令和6年8月下旬（予定）に、候補者の選定結果及び審査結果を、技術提案者全員に通知します。

なお、候補者に対する通知は、受注者として決定したことを知らせるものではありません。（受注者の決定については後記12を参照）

9 非特定理由に関する事項

(1) 8(1)において特定されなかった者（以下「非特定者」という。）に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により通知します。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面（様式は自由）により、広島市長に対して非特定理由について説明を求めることができます。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行います。

(4) 非特定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

ア 受付場所 上記2の担当課に同じ

イ 受付時間 8時30分から17時15分まで

10 審査結果等の公表

(1) 審査結果の公表

候補者の選定後、以下のとおり審査結果を公表します。

項 目	評 価 の 総 合 計 点 等	備 考
技術提案者	① 第一位特定者	公 表
	② 第一位を除く特定者	公 表
	③ 非特定者	公 表

※ ②の特定者のうち、後記12(3)により契約交渉の相手方になった者については、①と同様に公表します。

※ 無効又は失格となった場合には、その者の名称及び評価されなかった項目については、公表しないものとします。

(2) 技術提案者の公表

候補者の選定後、技術提案者名を順不同にて公表します。

11 プロポーザル審査委員会

技術提案者の特定は、安佐南工場大型ごみ破砕処理施設外1施設長寿命化総合計画策定
その他業務プロポーザル審査委員会で行います。

12 契約等

- (1) 本業務の契約は、第一位特定者と見積合わせの上、随意契約を行うものとします。なお、契約書(案)は別紙1から別紙4のとおりです。
- (2) 本業務の委託費は、2,840万円以下(税込)を想定しています。
- (3) 第一位特定者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次の順位の特定者を契約交渉の相手方とします。

13 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び1(5)の資格要件を満たさない者は、技術提案書を提出できないものとします。
- (3) 提出された参加表明書、技術提案書は返却しません。
- (4) 提出された技術提案書の著作権は、その技術提案者に帰属することとします。
- (5) 提出された参加表明書は、技術提案者の審査以外に参加表明者に無断で使用しません。
なお、審査に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (6) 参加表明書及び技術提案書の提出は、1参加企業につき1申請とします。
- (7) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めません。
また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できません。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの市の了解を得なければなりません。
- (8) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載があった場合には、参加表明書又は技術提案

- 書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名除外を行うことがあります。
- (9) 参加表明書及び技術提案書が書類不備（誤記載を含む。）で確認できない場合、参加表明書又は技術提案書を無効とします。
 - (10) 提出者（提出を予定している者を含む。）又はその関係者は、公示日から候補者を選定するまでの期間において、技術提案者の特定に関して、プロポーザル審査委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
 - (11) 本プロポーザルは、候補者を選定するものであるため、委託業務の具体的な内容については、技術提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとします。
 - (12) 今後の社会経済状況の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をすることがあります。この場合、参加者に対して市は一切の責任を負わないものとします。
 - (13) 技術提案書の作成等、プロポーザル参加に係る一切の費用は、参加表明者、技術提案者及び候補者の負担とします。
 - (14) 技術提案書を作成するために、追加で資料の閲覧を希望する場合は、希望する資料の内容についてファクシミリ又は電子メールにて上記2の担当課までお知らせください。